

令和 8 年 6 月 2 日 開 会

④

令和 8 年 第 2 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

1	副知事の選任について	1
2	人事委員会委員の選任について	2
3	監査委員の選任について	3
4	収用委員会委員の任命について	4
5	収用委員会予備委員の任命について	6

1 副知事の選任について

副知事（定数2）のうち、岩下泰善氏が令和8年7月30日付をもって退職するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

清 水 充

昭和49年12月18日生



現住所 東京都世田谷区

学 歴 平成10年 3月 慶応義塾大学経済学部卒業

職 歴 平成12年 4月 建設省採用

平成30年 7月 内閣官房内閣総務官室企画官

令和 2年 7月 国土交通省大臣官房人事課企画官

令和 3年 8月 内閣府地方創生推進事務局参事官（総括担当）

併任同局参事官（中心市街地活性化担当）

併任同局参事官（地域再生担当）

令和 5年 7月 国土交通省総合政策局環境政策課長

令和 7年 7月 国土交通省大臣官房参事官（税制担当）

【選任理由】

候補者は、国土交通省等の政府機関の職員として勤務し、行政全般に関する豊富な実務経験及び優れた識見を有しており、副知事として、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

よって、副知事として適任であり、選任しようとするものである。

2 人事委員会委員の選任について

人事委員会委員（定数3）のうち、稲葉伸子氏が令和8年7月15日付をもって任期満了となるので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

稲 葉 伸 子

昭和40年2月5日生



現住所	茨城県つくば市		
学 歴	昭和60年 3月	東京スクールオブビジネス専門学校卒業	
職 歴	昭和60年 4月	株式会社西武百貨店入社	
	平成11年 9月	稲葉酒造代表	
	平成31年 1月	茨城県消費生活審議会委員	
	令和 3年 6月	つくば市商工会総代	
	令和 4年 7月	茨城県人事委員会委員（1期）	
	令和 7年 4月	株式会社稲葉酒造代表取締役	

【選任理由】

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき、人事行政に関する事項についての調査、人事行政の運営についての勧告等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、3人の委員をもって組織される。

候補者は、企業を経営するとともに、茨城県消費生活審議会委員を務めるなど、優れた識見と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、人事委員会委員として適任であり、選任しようとするものである。

3 監査委員の選任について

監査委員（知識経験を有する者の定数2）のうち、澤田勝氏が令和8年6月30日付をもって任期満了となるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

稲 見 真 二

昭和36年8月2日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和60年	3月	法政大学経営学部卒業
職 歴	昭和61年	4月	企画部企画調整課
	平成23年	4月	副参事兼主任政策員
	平成25年	4月	政策監兼立地推進室長
	平成29年	4月	立地統括監
	平成30年	4月	産業戦略部立地推進局長
	平成31年	4月	産業戦略部理事兼立地推進局長
	令和 2年	4月	営業戦略部立地推進担当部長
	令和 3年	4月	立地推進部長
	令和 4年	4月	茨城県公営企業管理者企業局長 (令和8年3月任期満了)

【選任理由】

監査委員は、地方自治法第195条に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するために設置されるもので、県議会議員から2人、知識経験を有する者から2人が選任される。

候補者は、昭和61年の茨城県入庁以来、立地推進局長や立地推進部長などを歴任した後、企業局長を務めるなど、県政全般について、優れた識見と幅広い視野を有している。

以上のことから、監査委員として適任であり、選任しようとするものである。

4 収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数7）のうち、水柿重壽氏及び皆川摩澄氏が令和8年7月14日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

桐 澤 いづみ

昭和35年5月18日生



現住所	茨城県鹿嶋市		
学 歴	昭和53年 3月	茨城県立鹿島高等学校卒業	
職 歴	平成11年 4月	鹿嶋市議会議員（4期）	
	平成21年 8月	鹿嶋市農業委員会委員	
	令和 6年 8月	鹿嶋市農業委員会会長	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、農業委員会委員として農地の利用調整の経験を有するとともに、鹿嶋市農業委員会会長や鹿嶋市議会議員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

小 森 谷 局 子

昭和 3 8 年 1 0 月 7 日 生



現住所	茨城県水戸市
学 歴	昭和 5 9 年 3 月 鶴見大学女子短期大学部卒業
職 歴	昭和 5 9 年 1 2 月 日動火災海上保険株式会社入社
	平成 3 年 9 月 糸賀良徳法律事務所入所
	平成 3 0 年 3 月 行政書士登録
	平成 3 0 年 3 月 アクア行政書士事務所開設
	令和 6 年 4 月 水戸商工会議所女性会副会長
	令和 6 年 7 月 茨城県商工会議所女性会連合会理事

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、水戸商工会議所女性会副会長や茨城県商工会議所女性会連合会理事を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

5 収用委員会予備委員の任命について

収用委員会予備委員（定数2）のうち、遠藤俊弘氏を令和8年5月1日付をもって収用委員会委員に任命したことに伴い予備委員が1人欠員となったので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

茂手木 克 好

昭和51年6月2日生



現住所	茨城県水戸市
学 歴	平成12年 3月 早稲田大学法学部卒業
職 歴	平成17年10月 弁護士登録
	平成25年 4月 茨城県弁護士会副会長
	平成30年11月 茨城県教育委員会いじめ調査委員会・ 自殺調査委員会委員
	令和 5年10月 茨城県建設工事紛争審査会委員

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県建設工事紛争審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。